

教育訓練給付制度

<一般教育訓練>

個人に
支給



コマツ教習所(株)
神奈川センター

教育訓練給付制度とは?

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、労働者や離職者が、自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を修了した場合、本人がその給付訓練施設に支払った経費の一部(20%に相当する額)をハローワーク(公共職業安定所)から支給する雇用保険の給付制度です。

給付を受けられることができる方

< 在職中の方 >

受講開始日において、被保険者であった期間が3年以上(初回に限り1年以上)ある方。

< 離職中の方 >

受講開始日において、離職日の翌日以降受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者であった期間が3年以上(初回に限り1年以上)ある方。

支給資格の有無を本人の住所を管轄するハローワークにて事前に照会してから受講されることをお勧め致します。照会をせずに支給資格がなかった場合は自己責任となります。

コマツ教習所 神奈川センターの 教育訓練給付制度対象講座 (下記の講座から1つ)

	講座名	コース(時間)	日数	受講費用(税込み)	給付額(20%)
1	フォークリフト運転技能講習 指定番号:14112-131001-6	31 H	4日間	50,000円	10,000円
2	車両系建設機械運転技能講習 指定番号:14112-131002-9	38 H	5日間	105,000円	21,000円
3	小型移動式クレーン運転技能講習 指定番号:14112-131003-1	20 H	3日間	52,000円	10,400円

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。このため過去の受講開始日以降、被保険者であった期間が3年以上とならないと、新たな支給資格が得られないこととなります。

支給申請時に必要な書類



受講修了日の翌日から1ヶ月以内に、管轄のハローワークへ支給申請が必要です。

- 教育訓練給付金支給申請書
- 教育訓練修了証明書
- 領収証(個人宛)
- 雇用保険被保険者証
- 本人・住所確認書類(運転免許証、住民票の写し等)

教育訓練給付金支給までの流れ

支給資格の確認

ハローワークにお問合せください。

講習のお申込み

受講申込書の給付金制度の利用に○をして提出ください。⇒ 受講票を発行します。

講習を受講

受講当日現金又は事前振込にて受講費用をお支払いください。

講習修了日

『教育訓練修了証明書』及び『支給申請書』を手渡し致します。

申請

1ヶ月以内にハローワークへ必要書類を提出してください。

給付額の支給

ハローワークより振込まれます。